

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

準備書面(8)

平成29年10月13日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之
外

第1 本件の被保全権利について

9月11日の審尋期日において、裁判所から債権者に対し、本件の被保全権利を整理するようにとの指示があった。そこで、改めて、本件申立ての被保全権利について述べることにする。

- 1 本件の被保全権利は、申立人の人格権である。ここにいう「人格権」とは、申立人の生命、身体、健康を中核としつつも、更に平穏生活権を包含するものである。ここに「平穏生活権」とは、居住移転の自由、職業選択の自由、教育の授受の自由（人格発達権）、放射線被曝への恐怖・不安にさらされない利益、内心の静謐な感情を害されない利益等を包摂する権利である（前橋地裁平成29年3月17日判決・裁判所ホームページ参照）。
- 2 本件原子炉施設あるいはその周辺にミサイルが着弾した場合、過酷事故が発生するのみならず、これによって放出される放射性物質の量は、福島原発事故

を凌駕する蓋然性があり，その場合，債権者の生命，身体，健康が侵害される十分な可能性があるのみならず，債権者は，長期の避難を余儀なくされ，コミュニティが破壊される等して，上記の平穩生活権が侵害される可能性も，また十分認められる。

なお，平穩生活権の侵害に関連しては，債権者準備書面(6)で記載したように，本件原発の事故は琵琶湖の汚染に直結するところ，琵琶湖が放射能汚染されれば，近畿圏の飲み水がなくなり，そのことは債権者を含む近畿圏の住民が避難を余儀なくされる理由の一つとなる。そして，長期避難者が置かれる過酷な現実には，同準備書面で指摘した飯舘村の例が大いに参考になる。

以上